

○会津美里町水道事業給水条例施行規程

平成17年10月 1 日
公営企業管理規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、会津美里町水道事業給水条例(平成17年会津美里町条例第175号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の構造)

第2条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓及び水道メーター(以下「メーター」という。)等をもって構成する。

2 給水装置は、当該給水装置以外の水管その他の設備と直結してはならない。

3 給水装置には凍結、破損、侵食等を防止するため適当な処置をしなければならない。

4 水槽、プールその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するため、適当な処置をしなければならない。

5 給水装置の配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離さなければならない。

(貯水槽水道)

第3条 一時に多量の水を使用する箇所その他公営企業管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)が必要と認める場合においては、貯水槽水道を設けなければならない。

2 条例第47条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者のうち、有効容量の合計が5立方メートルを超え10立方メートル以下のものを設置する者にあつては福島県給水施設等条例(昭和54年福島県条例第39号)に、有効容量が5立方メートル以下のものを設置する者にあつては福島県飲用井戸等衛生対策要領(平成元年9月30日付け元環衛第463号福島県保健環境部長通知)に定める管理基準に基づいた管理及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

(給水装置の構造及び材質の指定)

第4条 条例第12条第1項に規定する配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具の構造及び材質は、水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

2 給水管は、鋳鉄管、鋼管、硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管及びこれに準ずるもので、かつ、日本産業規格品又は認証機関が認証した製品とする。

(工事申込書の提出)

第5条 条例第9条の規定による工事の申込みは、所定の事項を記載した工事申込書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第9条第2項の規定により管理者が工事申込者から利害関係人の同意書等を求めることができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとし、求めるこ

とができる同意書等は、当該各号に定める書類とする。

- (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 当該給水装置の所有者の同意書
 - (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 当該土地の所有者の同意書
 - (3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の承諾書又は工事申込者の誓約書
- (工事の変更)

第6条 工事申込者は、工事を変更しようとするときは、給水装置工事変更届(様式第2号)を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

(工事の取消し)

第7条 工事申込者は、第5条の給水装置工事の申込みを取り消すときは、給水装置工事申込取消届(様式第3号)を直ちに管理者に提出しなければならない。

- 2 工事申込者が工事申込書を提出した日から30日以内に条例第14条第1項の工事費の概算額を前納しないときは、給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。
(給水装置の改造工事等)

第8条 条例第9条第2項に定める給水装置の工事とは、既設給水装置の現状を変更する次に掲げる給水装置工事をいう。

- (1) 給水装置を移設する工事
 - (2) 給水装置を増設する工事
 - (3) 第2条に定める給水装置の給水管等の口径又は管種に変更を加える工事
 - (4) 給水装置の一部を撤去する工事
- (工事費の算出方法)

第9条 条例第13条第3項の規定による給水装置工事費の算出方法は、次に定めるところによる。

- (1) 材料費は、当該給水装置工事に使用する材料の数量に管理者が別に定める材料単価を乗じて算出する。
- (2) 運搬費は、当該給水装置工事の施行上必要な機材の運搬に要する費用で、管理者が別に定める。
- (3) 労力費は、当該給水装置工事の作業に要する職員の数及び作業時間(作業時間数は、30分単位とし、30分に満たない端数があるときは、30分とする。以下同じ。)に職員の賃金の額(賃金の額は、1時間当たりの額として算出した額に2分の1を乗じて得た額とする。以下同じ。)を乗じて算出することとし、職員の賃金の額については、給水装置工事に関係する職員の年度当初における給料及び諸手当の年間所要額を基礎として管理者が別に定める。
- (4) 道路復旧費は、道路管理者が別に定めるところによる。
- (5) 工事監督費は、当該給水装置工事の監督に要する職員の費用で、作業時間数に職員の賃金の額を乗じて算出することとし、職員の賃金の額については、給水

装置工事に関係する職員の年度当初における給料及び諸手当の年間所要額を基礎として管理者が別に定めるところによる。

(6) 間接経費は、材料費と労力費の合計額に100分の25を乗じて得た額とする。

2 前項各号に定めるもののほか、夜間の給水装置工事、断水しなければならない給水装置工事等の場合においては、労力費の額に100分の50を乗じて得た額を特別の費用として加算する。

(メーターの点検)

第10条 メーターの毎月の点検は、点検の日の翌日から次の点検のときまでの期間がおおむね1箇月を経過した日に行う。

(メーターの端数計算)

第11条 メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰越して計算する。

(メーターの設置場所等)

第12条 メーターの設置場所には、メーターの点検又は機能を妨げるような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対しては、障害除去のための必要な処置を執ることを命じ、なおその者が当該処置を履行しないときは、管理者が施行し、その費用を違反者から徴収することができる。

(メーターの管理)

第13条 条例第21条第1項の規定により貸与を受けたメーターを亡失し、又は損傷した者は、速やかに水道メーター亡失・損傷届(様式第4号)を提出しなければならない。

2 条例第21条第3項の管理者が定める損害とは、前項のメーターの原状回復に要した実費額とする。

第14条 条例第22条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第22条第1号のとき 給水装置使用開始・中止・廃止届(様式第5号)

(2) 条例第22条第2号のとき 給水装置口径変更届(様式第6号)

(3) 条例第22条第3号のとき 演習用消火栓使用届(様式第7号)

(4) 条例第22条第4号のとき 給水装置所有者変更届(様式第8号)

(5) 条例第22条第4号のとき 給水装置使用者・代理人・管理人変更届(様式第9号)

(使用の廃止又は中止の届出のない場合の料金)

第15条 条例第22条の規定による使用の廃止又は中止の届出がないときは、水を使用しない場合においても、基本料金を徴収する。

(給水装置及び水質の検査)

第16条 条例第24条第1項の規定により検査を受けようとする者は、給水装置・水質検査請求書(様式第10号)により請求する。この場合において、同条第2項の特別の

費用を要するときとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水等通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

2 管理者は、検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことができる。

(定例日)

第17条 条例第27条の規定による定例日とは、メーター点検の日とする。

2 雨天その他やむを得ない理由によりその月に属する日数を超過して点検したときは、その超過した日数分もその月に加算するものとする。

(水量の認定)

第18条 条例第28条に規定する水量の認定は、次の各号のいずれかを考慮して行う。

(1) 前3箇月間の使用水量

(2) 前年度同期の使用水量

(3) 類似する使用形態における使用水量

2 冬期間(12月から3月までの期間をいう。)中においては、メーターの点検が不可能であるため、9月から11月までの3箇月の料金の一番少ない水量を基準に徴収し、4月以降の料金で精算する。

(督促状の様式)

第19条 条例第34条の規定による督促状は、様式第11号によるものとする。

(料金等の減免)

第20条 条例第37条の減免することができる公益上特別の理由は、次のとおりとする。

(1) 災害その他により料金、手数料その他の費用の納付が困難であると認められる場合

(2) 条例第19条第2項の規定により給水を停止し、その期間が引き続き3日以上にわたる場合

(3) その他管理者において必要があると認める場合

2 条例第37条の規定により減免を申請しようとする者は、水道料金等に係る減免申請書(様式第12号)を管理者に提出しなければならない。ただし、申請することが困難であると管理者が認める場合は、申請を省略することができる。

(建設水道課職員の証票)

第21条 建設水道課の職員は、料金の徴収、メーターの点検、給水装置の検査及び違反処分その他の職務を執行するときは、常にその身分を証明する証票(様式第13号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の会津高田町水道事業給水条例施行規程(昭和50年会津高田町規程第4号)又は会津本郷町給水条例施行規程(平成10年会津本郷町告示第13号)によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成18年3月31日までの使用水量の認定の特例)

- 3 第18条第2項の規定にかかわらず、施行日から平成18年3月31日までの間の冬期間(同項に規定する冬期間をいう。)中における使用水量の認定については、次の各号に掲げる使用者の区分に応じ、当該各号に定める方法により認定し、同年4月以降の料金において精算する。

(1) 高田地域に住所を有する者 平成17年9月1日から平成17年11月30日まで
の使用水量の平均により認定

(2) 本郷地域に住所を有する者 平成17年11月の使用水量の実績を基準に認定
(会津美里町新鶴簡易水道事業給水条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

- 4 平成24年3月31日までに、廃止前の会津美里町新鶴簡易水道事業給水条例施行規則(平成17年会津美里町規則第129号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程による相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年8月6日公営企業管理規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年8月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の様式により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

附 則(平成22年4月1日公営企業管理規程第2号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日公営企業管理規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に作成されている改正前の会津美里町水道事業給水条例施行規則様式第11号に定める様式による用紙は、改正後の会津美里町水道事業給水条例施行規則様式第11号に定める様式による用紙とみなす。

附 則(平成24年3月14日公営企業管理規程第5号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日公営企業管理規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に作成されている改正前の会津美里町水道事業給水条例施行規程様式第11号に定める様式による用紙は、改正後の会津美里町水道事業給水条例施行規程様式第11号に定める様式による用紙とみなす。

附 則(平成28年2月24日公営企業管理規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に作成されている改正前の会津美里町水道事業給水条例施行規程様式第11号に定める様式による用紙は、改正後の会津美里町水道事業給水条例施行規程様式第11号に定める様式による用紙とみなす。

附 則(平成29年3月27日公営企業管理規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程による改正後の会津美里町水道事業給水条例施行規程の規定は、平成29年5月分の水道料金から適用し、平成29年4月分までの水道料金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年2月15日公営企業管理規程第1号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月26日公営企業管理規程第1号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日公営企業管理規程第6号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月1日公営企業管理規程第7号)

この規程は、令和2年5月12日から施行する。

附 則(令和3年12月21日公営企業管理規程第8号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に作成されている改正前の会津美里町水道事業給水条例施行規程様式第8号に定める様式による用紙は、改正後の会津美里町水道事業給水条例施行規程様式第8号に定める様式による用紙とみなす。

附 則(令和5年3月24日公営企業管理規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程の改正前の様式により使用されている用

紙は、この規程の改正後の様式によるものとみなす。

附 則(令和7年5月1日公営企業管理規程第2号)

この規程は、令和7年5月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

給 水 装 置 工 事 申 込 書

施 承 認	会津美里町長	工事種別	新設 改造 修繕 撤去 臨時				受付印	工 事 竣 工	
	会津美里町水道事業給水条例第 9 条の規定により給水装置工事の申し込みをします。 加入金及び手数料については、会津美里町水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意します。	設計	年 月 日				承認印		
		道路種別等	国道 県道 町道 農道 法定外公共物 私道 宅地						
		道路占用許可	年 月 日 第 号						
課 長	申込者住所 (給水装置所有者) フリカナ 氏 名 ㊟	建築確認	年 月 日 第 号				課 長 補 佐		
		着工予定	年 月 日						
		竣工予定	年 月 日						
		検査	年 月 日						
課 長 補 佐	申込者から下記のとおり受託し、会津美里町水道事業給水条例、同施行規程により施行します。 年 月 日 給水装置工事施工業者 ㊟	水圧(地圧)	MPa	残留塩素	PPa	第 号	課 長 補 佐		
		主任技師者	氏名 ㊟						
		分水年月日及び分水立会者	年 月 日 氏名 ㊟						
		図面記載年月日及び担当者	年 月 日 氏名 ㊟						
係 長	給水装置の設置場所	会津美里町						係 長 補 佐	
	給水装置の種類及び用途	専用栓 共用栓 一般用 団体営業用 浴場用 プール用 施設消火栓 臨時用	口 径	mm	個 数	個 番 号	審査所見 ○ No. [試験水圧: MPa]		
	委任事項	① 給水装置工事の申込み及び取消しに関すること。 ② 建設水道課が徴収する加入金及び手数料の納入に関すること。							
	委任者住所(給水装置所有者)氏名 ㊟								
審 査 員	この給水装置工事において申込者の使用(分枝)を承諾いたします。 土地建物使用及び給水管分岐承諾 今後の給水装置等の使用・承諾に関する問題は一切当事者間において解決いたします。	土地所有者住所	氏名 ㊟					メー タ ー 担 当 者	
		建物所有者住所	氏名 ㊟						
		給水管所有者住所	氏名 ㊟						
		工事金額	円						
占 用 当	特約事項 1 この給水工事の申込みについて給水後に工事等のため万一減水、断水及び濁水があっても、これに対しての異議は申し立てません 2 国県町道及びこれに準ずる公道並びに民地に埋設されるメーターまでの給水装置を町に寄付します。また、町がその給水装置の維持管理をすることを承諾します。 3 民地内のメーターまで給水装置は、維持管理上支障のないよう管理します。	手 数 料 等 調 定 額						納 入 当 人	
		加入金	円						
		設計審査手数料	円						
		竣工検査手数料	円						
	氏 名 ㊟	合 計 円							

案 内 図 (縮尺FREE)

平 面 図 (縮尺1／)
※使用材料寸法を記入

止水栓、メーター位置図 (縮尺FREE)
※境界・家屋からの寸法記入

(その2)

使 用 材 料 内 訳 書

[illegible]

様式第 2 号(第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

課 長	課長補佐	係 長	係 員

給 水 装 置 工 事 変 更 届

年 月 日

会津美里町長

届 出 人 (工事申込者)	住 所 氏 名
給水装置工事の変更をしたいので、図面を添えて届け出ます。なお、これにより 工事費が増額する場合は指定のとおり納付いたします。	
給水装置の場所	会津美里町
給 水 装 置 の 種 類 及 び 用 途	栓 用
工 事 の 種 別	新 設 改 造 修 繕 撤 去 臨 時
申 込 年 月 日 及 び 承 認 番 号	第 年 月 日 号
変 更 の 概 要	変更工事金額 円
審 査	所 見 審査担当者

様式第3号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

給水装置工事申込取消届

年 月 日

会津美里町長

届出人	住所 氏名 印
申込者名	
給水装置工事の申込みを取り消したいので届け出ます。	
給水装置の場所	会津美里町
給水装置の種類及び用途	栓 用
工事の種類	新設 改造 修繕 撤去 臨時
申込年月日 及び承認番号	年 月 日 第 号
取消理由	
処理年月日	年 月 日 処理担当者

様式第 4 号(第13条関係)

様式第 4 号 (第13条関係)

水道メーター亡失・損傷届

年 月 日

会津美里町長

届 出 人	住 所			
	氏 名	フリガナ	電話	
		㊟	—	
貸与されていた水道メーターを亡失・損傷しましたので、届け出ます。なお、弁償金が決定になりましたら、直ちに納入します。				
給 水 装 置	場 所			
	アパート名	棟 階 号		
	検 満 年 月			
	口 径	mm	メーター番号	
届 出 の 事 由 (できるだけ具体的に書いてください。)				
使 用 者 氏 名				
使 用 者 住 所				
ア パ ー ト 名		棟 階 号		
弁償金額		円	担 当 者	

様式第 5 号(第14条関係)

様式第 5 号(第14条関係)

開始
水道使用 中止 届
廃止

太枠の中をご記入ください。 ※□内へレ印をお願いします。 会津美里町水道事業給水条例が契約の内容となります。		届 出 日	年 月 日	
開始 中止 廃止	年月日(時間)	届 出 人	□所有者 □使用者 □管理人 □その他 ()	
開始・中止一括の場合	開始 年 月 日 (:) □立会 中止 年 月 日 (:) □立会		電話 () —	
名義人様名	フリガナ			
	電話番号(必ず連絡のつく番号) () —			
水道ご使用場所	会津美里町 番地			
	アパート名等 棟 室			
用 途	□一般用 □ 団体用 □ 臨時用 □ 浴場用 □プール用 □ その他()		使用人数 家族 人 その他 人	
	下水道接続状況		□ 未接続 □ 接続 □公共下水道 □ 農業集落排水 □ 個別合併浄化槽	
< 請 求 先 > 納入通知書 又は 口座領収書 の送付先 ※中止には必ず 転居・転出先住所 を記入して下さい	□ 名義人様宛、水道ご使用場所へ送付			
	〒 都道 府県			
	番 番地			
	アパート名等 棟 室			
	宛名	フリガナ		
	送付先電話番号 () —			
料金支払い方法 ※開始届の方のみ	□ 納入通知書			
	□ 口座振替 ※本日、口座振替申し込み用紙をお渡しします。金融機関へ直接提出して下さい。 手続きが完了するまでは、納入通知書を送付いたします。			
	※以下の条件の方は口座振替継続が可能です。 ・今まで会津美里町内で口座振替を使用されていて、継続してご使用を希望する場合 ・今まで使用されていた場所の名義人名とご使用開始場所のお名前が同一の時 (上記の条件を満たしている場合でも、都合により継続出来ない事もあります。)			
	※継続を希望される方は、以下へ住所・名義人様名をご記入ください。			
	今までご使用されていた 場所の住所	〒 会津美里町		
今までご使用されていた 場所の名義人様名				

※事務処理欄

台帳番号		検針地区		備考
メーター口径	mm	メーター番号		
検満年月	年 月	メーター指針	開始 m ³ 中止 m ³	
料金(中止・廃止時)	□ 納付書 □ 口座振替 (未納 □ 無 □ 有 件 円)			

様式第 6 号(第14条関係)

様式第 6 号 (第14条関係)

給 水 装 置 口 径 変 更 届						
年 月 日						
会津美里町長						
届 出 人	口径を変更しようとする 所有者の住所及び氏名	住 所 氏 名 ㊤				
年 月 日から給水装置の口径を変更したいので、お届けしま す。						
給 水 装 置 の 場 所						
変 更 前 の 口 径 区 分 (13・20・25・30・40・50・75・100)						
変 更 後 の 口 径 区 分 (13・20・25・30・40・50・75・100)						
備 考		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">台 帳 処 理</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">・ ・ ・</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検 針 台 帳 処 理</td> <td style="text-align: center;">・ ・ ・</td> </tr> </table>	台 帳 処 理	・ ・ ・	検 針 台 帳 処 理	・ ・ ・
台 帳 処 理	・ ・ ・					
検 針 台 帳 処 理	・ ・ ・					

様式第7号（第14条関係）

演 習 用 消 火 栓 使 用 届			
年 月 日			
会津美里町長			
届 出 人	演習のため使用する 者の住所及び氏名	㊟	
お届けします。			
消火栓の場所 及 び 番 号		地 上 式 第 号 地 下	
使 用 概 要	演習日時及び放水時間 年 月 日 午 前 時 分から 午 前 時 分まで 午後 分間		
立会人氏名 ㊟		処 理 納付書発付 納 入 期 限	年 月 日 年 月 日 年 月 日
		年 月 日納入担当	

様式第 8 号(第14条関係)

様式第 8 号 (第14条関係)

給 水 装 置 所 有 者 変 更 届

年 月 日

会津美里町長

届 出 人	住 所 氏 名 電話番号
旧 所 有 者 の 住所及び氏名	住 所 氏 名
新 所 有 者 の 住所及び氏名	住 所 氏 名
給水装置の場所	会津美里町 番地
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	
旧所有者の署名 又は記名押印が 得られない場合 の 理 由	

様式第 9 号(第14条関係)

様式第 9 号 (第14条関係)

給水装置の使用者・代理人・管理人変更届

年 月 日

会津美里町長

届 出 人		住 所 氏 名 ㊟
変 更 理 由		
変 更 前	住 所	電話 —
	氏 名	
変 更 後	住 所	電話 —
	氏 名	
給水装置の場所		
備 考		

上記のとおり、(使用者・代理人・管理人)を変更したいので、届け出ます。

様式第10号(第16条関係)

様式第10号 (第16条関係)

給 水 装 置 質 量 検 査 請 求 書		年 月 日
会津美里町長		
検査請求者氏名		
住所		
氏名		印
給 水 装 置 質 量 の 検 査 を 願 い ま す 。		
検査を受けようとする給水装置の場所		
検査を受けようとする理由		
処理 年 月 日		

様式第 11 号 (第 19 条関係)

郵便はがき

料金後納
郵便

重要親展書類

◎本票や下添函の使用開始・中止の届出は、3営業日前までにお願います。

⑧口座番号 0220-0-90029 加入者 金津美里町水道事業
上下水道料金領収済通知書 督促状

⑨口座番号 0220-0-90029 加入者 金津美里町水道事業
上下水道料金納入書

⑩口座番号 0220-0-90029 加入者 金津美里町水道事業
上下水道料金
納入通知書兼領収証書 督促状

お客様番号	
口 種	
使用水量	水道料金
使用人数	下水道等使用料
料 金 (消費税込)	
取りまとめ月	執行貯金事務センター 号090-6794

納入期限

金津美里町水道事業会費収納員
金津美里町水道事業組合役員
金津美里町水道事業主幹(収納)取扱会幹事

◎納付場所

- ・ 金津美里町役場収納及び本館、新橋支所
- ・ 金津美里町指定金融機関等振込用
- ・ 東京銀行 ・ 大蔵銀行 ・ 福島銀行
- ・ 金津町信用金庫 ・ 金津町工務組合
- ・ 金津上つばき農業協同組合
- ・ ゆうちょ銀行 ・ 郵便局

(請求金額内に所収する場合は、銀行及び郵便局に限りません。)

①取り
②取り
③取り
④取り
⑤取り
⑥取り
⑦取り
⑧取り
⑨取り
⑩取り
⑪取り
⑫取り
⑬取り
⑭取り
⑮取り
⑯取り
⑰取り
⑱取り
⑲取り
⑳取り
㉑取り
㉒取り
㉓取り
㉔取り
㉕取り
㉖取り
㉗取り
㉘取り
㉙取り
㉚取り
㉛取り
㉜取り
㉝取り
㉞取り
㉟取り
㊱取り
㊲取り
㊳取り
㊴取り
㊵取り
㊶取り
㊷取り
㊸取り
㊹取り
㊺取り
㊻取り
㊼取り
㊽取り
㊾取り
㊿取り

お客様番号	
使用水量	
水道料金	
使用人数	
下水道等使用料	
料 金 (消費税込)	

納入期限

上記金額を振収いたしました。

①納付印

(金津美里町役)

②納付印

(金津美里町役所)

③納付印

(金津美里町水道事業会費
の納入・振込用印は
金津美里町水道事業主幹
(収納)取扱会幹事
全事務に捺印(捺印のな
し)は振込不可です。)

④納付印

(お客様用)

①内は内側にあります。ここからゆ〜くりおはがしのうえに置くください。

様式第12号(第20条関係)

様式第12号（第20条関係）
水道料金に係る減免申請書

年 月 日

会津美里町長

申請者	住所				
	氏名	フリガナ		電話番号	
		㊟		—	
給水装置の場所		会津美里町大字 字 番地			
次のとおり の減免を受けたいので申請します。					
年度 月分		理由			

給水装置修理証明書

給水装置修理施工者の住所、氏名	㊟				
修理施工年月日	年 月 日				
修理箇所					
メーター番号		口径	mm	指針	m ³

※ 修理等の写真を添付してください。

様式第13号(第21条関係)

様式第13号(第21条関係)

(表)

第	号
会津美里町水道 事業等職員証	
氏名	
年	月 日生
年	月 日発行
会津美里町長	印

6.5cm 10cm

(裏)

1 本証は、関係人の請求があったときは、何時でもこれを提示しなければならない。			
2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。			
3 本証の有効期間は、発行の日又は検認の日から1年とする。			
検 認 年月日	年月日	年月日	年月日
検 印			

6.5cm 10cm